

第86回産業統計部会・第83回サービス統計・企業統計部会（合同会合）
議事録

1 日 時 平成30年8月2日（木）10:00～11:55

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、河井 啓希（部会長）、川崎 茂、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

西田 光宏（日本百貨店協会常務理事）、山本 泰之（東京商工会議所中小企業部調査・統計担当課長）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計作成支援課：岩佐課長ほか

総務省統計局統計調査部経済統計課：小松課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：荒川室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、佐々木国際統計企画官
ほか

4 議 題 中間年における経済構造統計の整備〔その2：基幹統計調査の再編〕

5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻になりましたので、産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会を開催させていただきます。産業統計部会としては第86回、サービス統計・企業統計部会としては第83回となります。

本日は大変暑い中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の部会について簡単に趣旨を説明いたします。7月20日の統計委員会で御報告したとおり、本合同部会におきましては、6月28日に第6回の部会を開催し、答申骨子案の審議まで一通り終えました。その際、経済構造実態調査の甲調査票で設けられている「電子商取引の有無及び割合」については、方向性だけ前回の部会では御議論いただき、御了解を頂きましたので、書面審議によって答申案を諮ることとして、閉じさせていただきます。

もう少し詳しく説明いたします。今日の配布資料の参考1の中の「9 電子商取引の有無及び割合」を御覧ください。何が焦点かという点、この設問は2段階になっています。まずは電子商取引の有無について、左側の1・2・3番で聞きます。恐らくここに関しては答えられると理解していますが、そこから先、特に1番、「一般消費者と電子商取引を行った」という場合に、その割合をパーセントで回答してくださいという2段階で、「有無」及び「割合」について聞かれるという格好になっています。この案が最初に諮られたときには、この割合を回答するためには、一つ一つの取引にまで遡って、これが消費者向けであるのか、そうではないのかを一々判断する必要があるため、回答する側にとっては、非常に負担が大きく、このままでは回答できないのではないかと議論になりました。前回の部会においては、恐らくは電子商取引のサイトは消費者向けのサイトと企業向けのサイトに、おおむね分かれているであろうと考え、それに基づいて集計をしてもらうのであれば、こちらの原案に近く、なおかつ回答者も負担がより少なく回答ができるのではないかと。それで今回の経済構造実態調査の質問項目としてはどうか、という形で一応部会を閉じました。しかしその後、その修正案のイメージにあった個人向けサイトと法人向けサイトとを明確に区分している例がなかなかなく、個人も利用できるサイトについては、仮に企業との取引が交ざっていても、全て個人相手であると割り切って回答するというのであれば、回答できなくもないのだが、本当にそれでいいのか。それ以上の区分はかなり難しいから、本当にそうした大雑把なくくりでいいのか。それから、別の観点として、自社サイトに設けたインターネット取引と、他社サイトに間借りしたインターネット取引、それぞれ総額であれば記入できるだろうが、そのサイトの使われ方も必ずしも企業向けとか消費者向けに分かれているわけではないので、前回の修正案でどこまで本当にとりたい数字が回答できるのかという疑問点が、部会を閉じた後で疑義として出されました。

このため、このままでは、電子商取引の割合の部分、一般消費者と電子商取引を行っているのかどうか、他の企業と電子商取引を行っているのか、あるいは電子商取引を全く行っていないのかどうか、その有無に関しては回答できるものの、その割合に関しては、このまま部会を開かずに答申案を出すのは難しいと判断し、答申案の提出を1か月延期して、追加的に本日、部会を開かせていただくことになりました。

以上のような経緯から、本日の部会におきましては、電子商取引の割合の部分について、改めて審議をしていただいて、結論を得たいと思っております。

それでは、もう少し具体的な審議に入る前に、部会長として、本日の論点となりそうなところを口頭ではありますけれども、簡単に申し上げておきたいと思っております。

まずは、経済構造実態調査の甲調査票の第1面については、売上高上位8割の企業に対して報告を求めて、残り2割に関しては、全体を推計した上で、全体を表章する。この「全体を表章する」ということが、経済構造実態調査の一つのセールスポイントになっておりますので、この部分はどんなことがあっても譲れない部分となります。

経済産業省では、当初から、電子商取引の精緻な市場規模把握のためには、消費者の割合の部分の把握がどうしても必要であるという説明だったのですけれども、とりわけそれを、母集団復元ができるような格好で消費者向けの電子商取引の金額の割合をとらなければ

ばいけない。実は、この9番の項目は、経済センサスで行われている質問の仕方と同じなのですけれども、もしそれがうまくいかないのであれば、経済センサスそのものも考えなければいけない面もあるのですが、それは今日の話題ではないので、まずはこの部会で今審議していただいている経済構造実態調査において、この消費者の割合の部分をもどのように捉えたらいいのか。それも、8割を調べて、残り2割は推計した上で、全体を表章する、そういう枠組みの中でこの部分をどのように捉えたらいいのかという観点から御議論いただければと思います。

ですので、もう少し細かいことを言うと、まずは第一に、どのような必要性からこういうデータ・情報が必要とされるのかを、これは主に経済産業省からお答えいただき確認すること。その調査事項の修正案は、その必要性を満たすような内容となっているのかどうかですね。修正案というのは、先ほど申しましたように、消費者向けサイトと企業向けサイトにざっくり分けて、それを割合で回答してもらうというやり方です。それが、この後、最初に説明していただく、この情報が必要であるという目的から見て、そういうとり方で本当に目的が達成できるのかを考えていただくのが2番目の点です。

3番目の点に、たとえ回答できるとしても、必要性と記入の負担の両方を見ながら調査というのは成り立っていくという形になりますので、どれぐらいの負担で企業あるいは事業所の方に回答していただけるのかという、記入の負担という観点からして、修正案が受け入れ可能なものなのかどうか。

最後に、最初にも申し上げましたけれども、修正案で、経済センサスと少し違う形になってしまいますので、例えば、修正案でもって母集団の復元が困難であった場合でも、そのまま調査をして、利活用が可能なのかどうか。そのような観点から議論をしていただければと思っております。

そのような議論を経た上で、統計委員会に報告する答申案全体についても一応、電子商取引の部分以外に関しては、事前に御覧いただいているところではあるのですが、その後、修正案が幾つか入っております、それに応じて書き直しを行っております。それについてもこの場で確認をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の配布資料につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、配布資料について確認をさせていただきます。議事次第にもありますとおり、資料1が、経済産業省から提出された「電子商取引」に係る調査項目について、となります。資料は、まずホチキス留めしたものがありまして、その後ろに席上配布資料として数字の入っているものがあります。「資料1-2 席上配布資料 経済産業省」と記載してあるものです。こちらは、席上配布資料ということで、後ほど回収いたします。資料2が答申案です。色を塗っている部分が、従前お示したところから変更になった部分になります。後ほど御確認をお願いするものです。参考1が調査票、少し小さくて恐縮ですが、これは諮問時点で提出された調査票の案です。参考2は、7月20日の統計委員会で配布いたしました、電子商取引実態調査の報告書の抜粋になります。最後、参考3が前回の部会の議事概要になります。

それから、資料番号は付しておりませんが、いつものとおり、座席図、出席者一覧、それから7月20日の統計委員会において、統計委員会に出席された委員から示された意見、これは事務局で取りまとめたものですが、それをお配りしています。

資料に過不足等ありましたら、事務局までお申し付けください。

事務局からの説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

本日の部会は、11時半までを予定しておりますが、予定の時間を若干過ぎる場合もあると思います。その場合には、予定のある方は退席していただいて構いません。

また、本日は、菅審議協力者は御欠席で、宮川委員は11時頃にお見えになるということですので、お伝えしておきます。

それでは早速、審議に入りますけれども、まず事務局から、7月20日の統計委員会で示された意見について御紹介をお願いします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 私は、今回部会は初めてとなりますが、7月20日付で内山の後任で、行政評価局政策評価課からこちらに異動してまいりました佐々木と申します。今後、よろしく願いいたします。

それでは、先月の統計委員会での委員からの御意見を御紹介させていただきたいと思えます。三つほどあります。まず西村委員長から1点、関根委員から2点ほど御意見等がありました。

まず西村委員長の御意見です。一番上の●ですが、インターネットを介したグローバルかつ大量な商取引の実態を把握することは、大変重要な課題であるが、一方で、販売側企業に対して、取引相手の属性別データを正確に求めることは、報告者負担の軽減という観点からなかなか難しい。このため、既存統計においても、消費者サイドからの推計が行われているのが現状である。基幹統計調査になれば、報告者に対して報告義務を課して回答を求めることになるので、記入しやすく、過度の負担がかからないようにすることは言うまでもないが、集計された結果についても、単に「何らかの数字がある」ということではなく、統計利用者等に説明可能で、利用に耐える数値であることが必要である。以上のことを総合的に勘案し、電子商取引に関する調査事項について、追加の部会を開催し、改めて審議した上で最終的な結論を得たいとの西郷部会長の御判断を支持したい、というのが、西村委員長からの御意見でした。

それから、次の真ん中の二つ目の●ですけれども、関根委員から、事業所母集団データベースに、今回の経済センサス - 基礎調査（2019年実施）の調査結果はいつごろ登録されるのか。行政記録情報から160万社もの法人情報が経済センサス - 基礎調査の母集団情報として追加されており、こうした情報が早めに事業所母集団データベースに取り込まれることが重要と考える、という関根委員からの御意見・御質問等がありました。

それに対しまして総務省統計局の御回答として、経済センサス - 基礎調査の結果については、2020年6月の公表後、速やかに事業所母集団データベースに登録し、各種統計調査の母集団情報として提供することとなるが、基礎調査の名簿整備としては2019年6月からスタートする基礎調査のローリング調査の進捗に併せて、できる限り早急に行い、経済構

造実態調査や経済センサス - 活動調査などの基盤情報として提供することを予定している。

これに対しまして、また関根委員から、そうであれば、経済構造実態調査の母集団情報としても利用されるということか、という御質問が生まれて、これに対しまして総務省統計局から、母集団情報としては、利活用可能な最新の事業所母集団データベースの情報を予定している。その意味で、2019年の初回調査には間に合わないものの、2020年の第2回調査においては可能な限り、取り入れる方向で検討しており、経済センサス - 基礎調査で得られた情報も加味した結果の提供も積極的にしてまいりたいという御回答がありました。

以上の三つが統計委員会で示された主な御意見です。

○西郷部会長 ありがとうございます。西村委員長の御発言の内容は、ただ単に数字があるというだけではなくて、母集団情報の復元という点まで含めて、意味がある数字がきちんととれているかどうかということの御指摘だったと私は受け止めましたので、それに関してはこれからの審議の中で反映していただければと思います。残り二つの御質問につきましては、経済構造実態調査における事業所母集団データベースの使用のタイミングについての御質問だったと思いますけれども、それに関しては、実施部局から正確に事実を御回答いただいておりますので、それで一応落ち着いた形になっていると思います。

そのほかに何か、本日の議論に関して、事前におっしゃっておきたいということがあれば伺いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、早速、審議に入りたいと思います。まず調査実施者から御説明をお願いしたいと思います。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 ありがとうございます。7月13日付で構造統計室長を拝命しました。よろしく願いいたします。先ほど西郷部会長からもお話がありましたけれども、私どもの電子商取引の案件で、この暑い中、皆さんにお集まりいただき、大変申し訳なく思っております。よろしく願いいたします。

さて、電子商取引に係る調査項目についてですが、資料1を御覧ください。

最初に1の必要性といったところを御説明したものですけれども、「電子商取引に係る調査事項の方向性」について御説明させていただきます。電子商取引の調査事項の設定に関して、経済産業省のニーズの一つとしては、前回の合同部会においても御説明申し上げましたけれども、消費者保護と健全な市場形成の観点から、インターネットを利用した通信販売等の取引の適正化を図るため、電子商取引や情報財取引に関する法律などの電子商取引をめぐる法解釈の指針である「電子商取引に関する準則」というものが改訂されており、その基礎資料にするといったことがあります。電子商取引の市場の産業別の規模感や推移を把握することで、検討すべき課題が明らかになり、かつ、この準則であるガイドラインの改訂前後における効果測定も可能にするものと認識しているところです。

その意味では、最低限必要な結果としましては、我が国全体の数値及び産業別の数値ですけれども、一般消費者市場の規模感や推移といったものです。

この点を踏まえますと、少なくとも調査事項については、我が国全体を推計できるものにしないといけないと考えているところです。

そのため、前回の合同部会の場において御提案いただきました「金額の把握」について

は、精緻なデータが整備できるかもしれないということから非常に有効だと認識していたものの、同部会の場合において、総務省統計局から説明がありましたように、経済センサス - 活動調査から大きく調査事項を変更した場合、全体を表章することが困難で、拡大推計ができなくなるといったことを踏まえ、再検討すべきであると考え、省内及び総務省統計局とも再度調整させていただいた結果、利活用の面からも、創設する経済構造実態調査の調査事項において、B to B、B to C別の売上金額を回答するのは、難しいのではないかと結論に至ったところです。

以上を踏まえ、先ほど西郷部会長からも御説明がありましたけれども、あくまでも経済センサス - 活動調査において設定されております別紙に記載しておりますが、現行の調査事項「9 電子商取引の有無及び割合」を基本として修正案を考えました。

修正案としましては、ヒアリングも行った結果でもありますが、「一般消費者と行った」という言葉を「B to C」というように変えた場合、調査対象としての捉え方がもしかすると異なってくる場合があるとすると、経済センサス - 活動調査の結果で拡大推計するには非常に難しくなるし、概念定義がずれてしまうと利活用の面でも使いづらい結果になってしまうのではないかと懸念から、同様な調査項目にした方が良いと判断し、修正案としてはほぼ同じような調査項目にしております。そういう意味で、※のところの赤色の文字が付け加えたところでありまして、「一般消費者と行った」というところにつきましても、専ら一般消費者を対象にしたモノ・サービスを提供するサイト、いわゆるB to Cサイトで、なおかつそれは自社であっても他社であっても両方構わないという整理とし、その取引金額の割合をお答えくださいとしております。最初は、この「取引金額の割合をお答えください」という記載をしなくてヒアリングをしたのですが、ヒアリング企業から、仮に10サイトを持っていて8サイトが一般消費者向けサイトであった場合に誤解して8割と回答してしまう可能性があるという御意見があり、しっかり取引金額を記入してくださいと記載した方が間違いはないと判断して、このような形での修正案としています。

今回、調査事項を変更し、その記入の可能性という面でヒアリングをさせていただき、なおかつ拡大推計の精度の面においてシミュレーションを行いました。

2のところヒアリング結果の概要を記載しています。限られた時間ということもあり、8社の回答ありますが、情報通信業が2社、運輸・郵便業が1社、卸・小売業が2社、金融・保険業が1社、生活関連サービス・娯楽業が2社となっております。

総じて、回答は可能であるというお答えを頂いております。また、金額で回答するよりは割合で回答する方が、負担感が少ないとか、サイトに係るきちんとした補足説明を具体的に書いた方が分かりやすいという御意見を頂いており、今回、修正案の※のところ補足説明を記載させていただいております。後ろの「記入のしかた」にも同じようなことを記載しておりますが、やはり調査票の中に記述した方が記入者にとって分かりやすいということで、そのような形にしたところです。

「3. 拡大推計を含む結果の評価」ですが、もう一つ、席上配布でお配りしております資料1-2の表と併せて御覧いただきたいと思っております。前回の合同部会で総務省統計局から、売上高基準と電子商取引の間の相関は必ずしも強くなく、推計には留意が必要といっ

た説明があったことも踏まえまして、平成24年と平成28年の経済センサス - 活動調査をパネル化したデータで様々なシミュレーションを実施しました。その結果を踏まえ、資料1-2にありますように、精緻な実額を安定的に推計する手法の確立は容易ではなく、全体推計には横置きの推計を採用することとしたいと思っております。

横置きの推計の結果で実額を見てみますと、中分類レベルでは、例えば各種商品卸売業、各種商品小売業などに乖離が生じていますが、大分類レベルで見ますと、卸売業が11%、小売業が2.7%、製造業が17.5%になっており、規模感の把握は可能であると考えております。また、横に変化率と記載しておりますが、実際には上位8割と下位2割では、2割の部分を横置きしておりますので、推計値がこのまま横置きに数字が入って、真値が実際の平成28年の実額であります。変化率を見ますと、大きさには若干の差異はありますが、変化の方向は一致しており、動向面の把握には支障がないと考えます。

以上を踏まえ、当方として最低限必要と考える電子商取引における一般消費者の市場規模感や推移といった利用ニーズを踏まえれば、十分に結果が得られたと思っております。

4として結論ですが、以上を踏まえ、調査事項としては、別紙のような修正案として提示し、これを今回の経済構造実態調査の調査事項として設定したいと考えているところです。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは御議論いただきたいと思っております。頂いている修正案というのが、今、御説明いただいた資料1の別紙のところにあります。見たところ、現行案とほとんど変わらないように私には見えるのですが、元々の出発点が、現行案が経済センサス - 活動調査でとられている形に近いので、この形であれば残り2割の部分の推計についても可能ではあるだろうということから話は出発したのですが、そもそも、この現行案ではなかなか正確な数字がとれないのではないかと、今回の部会の議論がこれだけ長くかかっていることの一因ではあるわけですね。その観点から考えて、この修正案が、果たして今までの部会の議論を踏まえた上での結論としてふさわしいかどうかということだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○川崎委員 質問なのですが、資料1-2の席上配布というのがありますよね。これの見方がよく分からないので、これをどう見たらいいか、教えていただけないでしょうか。特に、表頭の項目が何を指しているのかが、私は完全には理解できていないのですが、これは大雑把に言えば、この真ん中の一番上に推計値、横置き推計、乖離幅とか、変化率とかと書いてありますが、これは要するに、これが推計値と真のパネルデータでやったデータとの乖離幅だということですか。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 はい、そうです。

○川崎委員 推計値自体はここには記載していないのですね。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 はい、そうです。

○川崎委員 そういうことなのです。なるほど。では、この左側は全部もうパネルデー

タの集計値だけを示したものという理解なのですか。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 はい。

○川崎委員 そういふことですか。分かりました。

○中村委員 よろしいでしょうか。

○西郷部会長 はい。お願いします。

○中村委員 これに関連して、この乖離幅というのは、下位2割の企業についての乖離になるのでしょうか。それとも全体ですか。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 全体です。

○中村委員 全体ですね。そうすると、50の「各種商品卸売業」のところですけども、右から3番目の列といいますか、28年推計値/24年真値、これはゼロということは、28年の推計値がゼロになってしまったということだと思ふのですけれども、それに対して、その2列左の乖離幅ではマイナス99.6%だから、ゼロではないような気がするのですが。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 補足させていただきますと、真値を見ていただければと思ふのですけれども、28年真値/24年真値が2万%の伸びになってしまっておりますので、恐らくこれは、私も計算式を見ているわけではないのですけれども、推計値に関しましては相当に小さい数値だと御理解いただければと思ひます。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 すみません。見づらい図なので、数字のイメージを教えてほしいのですが、そもそも、売上高8割の経済構造実態調査で調査したときの電子商取引額は、経済センサス-活動調査の数字、つまり全数のうちの何割ぐらいを占めているのですか。つまり、全体の8割からかなり乖離しているようにも見えるのですが、結構低いのですかね。それがポイントだと思ふのですけれども。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 今回の推計で行ったのは、全産業ではなくて、卸・小売業と製造業だけです。その数字で言いますと、卸・小売業の計は、全体の売上げが500兆7,900万円で、一般消費者と行ったのが、そのうち8兆2,357億円になります。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 いや、すみません、私が聞いているのは、例えば、卸・小売業の電子商取引額6兆1,813億円のうち、売上高上位8割に当たる企業、つまり経済構造実態調査の対象となっている企業の売上げは幾らですかという点です。この内数だと思ふのですが。これは重要なので、そもそもここに記載すべきだと思ひます。このままでは、この点について議論するだけでも、どのぐらい時間がかかるか分からないのです。

○川崎委員 調べていただいている間に、私なりのこの表の見方で分からないなりにだんだん見えてきたのが、こういうことかなと思ふのですが、要するに真ん中のところに企業数と売上高下位2割の企業数というのがありますよね。これを見ると、下位2割の企業だけで電子商取引をやっている部分はかなりあるわけですね。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 それで気になったのです。

○川崎委員 そうすると、売上高上位8割のところはほんのごくわずかだから、経済構造実態調査で調べられた上位、ごくわずかのパーセントで全部残りを推計するという事なので、正に肥後次長がおっしゃったように、ごく一部の数字でも相当有意な標本で残りを

推計するという事になっている。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 はい。特に右にある参考値などは、数字が大きく変わっているので、上位8割が占めるシェアは余り高くないのではないかなという気がしたのです。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 前回部会で当方から売上高基準と電子商取引の金額に関しては相関が強くないということを示しましたが、やはりそういうことなのだと思います。すなわち、売上高上位8割の企業の金額をとったところで、8割の電子商取引の金額があるわけではないということかと思っております。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 まさに相関がないと思ったので、聞いておく必要があると思いました。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 このパネルデータの数字での割合は、申し訳ありません、ここで示しできないのですが、全体のもので見ますと、卸・小売業では、全体の「一般消費者と行った」というのが8兆2,357億8,000万円で、うち売上高上位8割のところでは6兆1,146億7,000万円で約74.2%です。下位2割が25.8%です。これが卸・小売業です。製造業は、全体で8,373億円、上位8割が4,100億円で49.3%、下位2割が4,200億円で50.7%ということで、下位2割の方が製造業の場合は多いという割合になっております。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 とすると、ここに記載してある数字は、全数の推計値ではなくて、上位8割の企業の数字なのですか。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 いえ、パネルで平成24年と平成28年のデータがとれたものの合計です。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 なるほど、分かりました。すなわち、平成28年の金額とは違うわけですか。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 はい。ですから、内数と見ていただければ。

もちろん、先ほどお話ししましたように、例えば各種商品卸売業というのは、上位8割では、売上げはかなり大きいですが、電子商取引はゼロです。下位2割で全ての各種商品卸売業の電子商取引を行っている。そういう意味では、各種商品卸売業の総合商社とその他の各種商品卸売業で分けた小分類の方がもしかするときれいに見えるかもしれませんが、今回は中分類までの検証でありますので、その数字まで出しておりません。申し訳ありません。

○川崎委員 すみません。

○西郷部会長 どうぞ。

○川崎委員 頭の体操ですが、これは先ほどからの議論のように、上位8割で電子商取引をやっている企業数が余りに少ないというのは、これは見れば分かるので、それで全体推計をしようとするから苦労している。逆に言えば、先ほどの肥後次長の御意見をもう少し延長していくと、もう売上高上位8割のところは確実に調べられているわけだから、そこだけの電子商取引が幾らですというのを出すだけ、それだけを公表するのは、別にエラー

とかというものでは全くなくなるわけですよ。ですから、それだけを出したのでは全く意味がないでしょうか。私は、無理して推計していかなくても、上位8割、調査対象であるところの企業だけでの電子商取引額の合計は幾らですと単純に出して、あとの残りの2割の調査対象外のところは分かりません、とした方がいいのではないかと思います、乱暴でしょうか。

○西郷部会長 それは集計に関わることになるので、中身の話ですよ。

○川崎委員 いや、つまり、母集団推計をしなければいけない、そのためにこの調査事項に意味があるのだと考えれば、確かに、そこを要求水準とセットしたらそういうことになるのですけれども、その要求水準を最初からもう下げてしまって、この調査対象の中での売上高ですという公表をしてしまえば、そこはもちろん統計表を出すときに説明はきちんと付けておく必要はありますけれども、それはそれで精度の問題は出てこない、意味があるのかなと私は思うのですが、それはいけないのでしょうかという意味です。私は何かそれでも意味があるような気がするのです、ということをお願いしています。

○西郷部会長 総務省統計局にということになるのでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 数字はそもそも目的に合っているかが多分一番重要なのだらうと思います。そういう意味では、第2面などはそもそも上位5割だけで割合を出しているわけですし、上位8割でも、何らかの形で十分、目的に合っているであればよい、ということはあるかと思います。一方で、これは先ほどからいろいろな方から御意見を伺っていますが、果たして全体推計なしで大丈夫なのかどうかというのは、是非この場で御判断を頂ければと思っております。

○川崎委員 私の提案は、この表だけは母集団推計をしないで「標本だけの推計の結果です」と出すのは、私はそれなりに意味があると思うので、そう切り返してしまえば、余りここで差があるということ自体はそんなに問題にならないのではないかと思います。ですので、この調査事項も採用して、こういう結果表も採用して、とやったらどうですかというのが私の意見です。

○西郷部会長 今の点について、いかがでしょうか。中村委員。

○中村委員 その場合ですと、例えば各種商品卸売業の場合は、上位8割は売上げゼロですから、電子商取引ゼロですから、ゼロが入りますね。

○川崎委員 そうです。それでいいのです。

○中村委員 それでいいのですか。それはどうかという気はしますけれども。

○川崎委員 実は、私はなぜそれを言うかということ、電子商取引の売上額を正確に把握するのは、今はどういう方法をとってもほとんど不可能に近いのです。だから、複数の情報源を組み合わせて推計するしかない。そして、恐らくこの範囲であろうとするしかないわけです。そうすると、8割の企業しか調べていないから推計ができない、だからやめまますと言った途端に情報がゼロになるのです。だけれども、8割だけの部分で調べておいて情報を出しておけば、8割部分しかない。確かに一部の業種では電子商取引はゼロになりますけれども、これほど電子商取引が今どう伸びているのかということに関心が持たれながら、情報はゼロがいいのか、50点ぐらいの情報がいいのかといたら、私は50点の情報が

あった方がいいと思うので、100点でなくてもいいから、データの精度に疑義がない格好で公表の方がベターであるというのが私の意見です。これはこの委員の皆さんの間でも意見が違ふかもしれません。私はそう思っているのですが、私の意見にこだわるわけではないので、それはどうでしょうかということでお尋ねしているという趣旨です。

○西郷部会長 ありがとうございます。いかがですかね。まずは経済産業省に聞くべきですかね。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 調査実施者からよろしいでしょうか。

○西郷部会長 はい。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 調査実施者といたしましては、先ほど川崎委員におっしゃっていただいたとおり、電子商取引の規模を把握することに関しましての必要性ということは重々承知しております。その際に、今この項目をとる必要性というのは、やはり政策ニーズを保持しております経済産業省で、このようなニーズがあるからこそとるのだと。そうでないと、報告者の方々になかなか説明が難しいのではないかという思いもありまして、そのような観点も含めて、先ほどの8割の数字でいいというのは、確かにそれも一つの整理かもしれませんが、総務省統計局といたしましては、やはり全体推計です。この調査は、経済構造の全体を示すものだという理念で作っていたものもありまして、そのストーリーを崩す際には、報告者の方々に、ほかの項目は全体推計のために使うのですが、この項目だけは違うのですといったことを、どのように説明すればいいのかといった観点も含めて、御審議いただきたいと思っていますところです。

○西郷部会長 経済産業省はどうですか、今の観点に関して。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 私どもとしましては、先ほど少しお話ししましたが、実際に電子商取引の実態がどうなっているのか。上位8割の数値で、いわゆるEC化率の伸びは分かりますので、その分での数値を見ることは非常に重要だとは思っています。ただし、経済構造実態調査自体が、先ほど総務省統計局のお話にもありましたように、全体を表していくという、経済センサス - 活動調査の中間年の統計調査であるということの位置付けからしますと、私どももその共同実施者でありますので、共管してやっているわけですから、この部分だけ8割で出すというところについては、きちんと整理していきたいと思えます。

○西郷部会長 恐らく川崎委員の論点というのは、8割と言っているけれども、売上高との相関が非常に低い中で売上高8割のところを調べての電子商取引なので、額としても多分8割ではない、業種によっては明らかにそうではないということは、このシミュレーションで分かっているわけですね。そういう状況にあって8割という数字、売上高8割を捉えているのだから全体の推計がこうだと出す、その全体の推計の精度自体もほかの項目と大分違っている可能性がある。そういうところで無理して全体の推計ということにこだわらない方がいいのではないかというのが、多分、川崎委員の御意見だと思ふのですが、それはそれで一つの判断ではあるわけですね。

○川崎委員 すみません。この議論は、調査実施者が政策上のニーズを説明できなかったら要らないのではないかという前提で議論しているように私には見えるのですが、実はそ

うではないのではないですかね。これは、政策上のニーズはあるけれども、世の中の関心事はどこにあるかという観点から議論する必要があるので、それは経済産業省が政策上のニーズはここです、それに必要なのですというのは、それはあるかもしれませんが、それ以外にも、我々統計委員会としても、こういう情報が必要かどうか、精度は悪いけれども、50点の情報かもしれないけれども、欲しいかどうかという判断をせざるを得ないのではないかと私は思います。経済産業省からの説明が少し弱いかなと思ったりしても、あるいはその精度は悪いかなとこの推計の中で思ったりしても、それでもその50点の情報を我々は使う価値ありと判断するかどうかというのは、そこはむしろこの部会に求められている論点だと思うので、私の意見は、50点の情報であっても、電子商取引という非常に今、動きの速い、重要な分野なので、やはりとおいた方がいい。それは、推計結果としては、クオリティーは低いかもしれないけれども、最低限これだけはありますよと、最小限の値を保障しているのですよね。これよりもっと多いかもしれないということなので、だから私は、それでもないよりはあった方がいいので、それでは基幹統計としては質が悪過ぎるからだめだ、だから使われると世の中を誤解させてまずいのだというのだったら、そういう御意見が強ければ、私は今の意見を修正しますけれども、私はそれでも世の中を惑わすわけでもないで、いいのではないかなというのが私の意見なのですが、いかがでしょうか。

○西郷部会長 ほかの委員の方、いかがですかね。あと、多分、最初から完璧なものというのはできないと思うので、だんだんこの部分の精度を高めていくような努力というのは必要だと思うのですが、その際にも、最初は全体推計をあえて狙わずに、売上高8割のところだけで数値を公表しておいて、行く行くはより良いものということで、全体推計を目指すというシナリオを考えた方がいいのかどうかとか、そういう今回だけのことでなくて、将来のことも考えて、どちらの作戦をとるのがいいかということも考えなければいけないとは思うのですけれども。

○野呂委員 今、川崎委員がおっしゃった、8割だけで、その中身が実際にどこまで入っているか分からないけれども、とりあえず数字を出そうということについて、それをどういう使い方をするのか、一般ユーザーとしては分かりにくいところも感じます。その前にそもそも、審議協力者が言われていた、一般消費者との電子商取引額がつかめないという前提に立つと、ここに書いてあります数字、例えば、一番上の卸売・小売業の「6,181,390」という数字の精度はどのようなもののでしょうか。これが正確な数字でなければ8割開示も何もないと思うのですけれども、これはきちんととれているのでしょうか。

○菅原経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室参事官補佐 今回、企業にヒアリングさせていただいた際に、8社から御回答を頂いていますが、実は8社以外にもお聞きしておりまして、ポイントとしてお聞きしましたのが、平成28年経済センサス-活動調査のときの実際に記入、御回答いただいた数字について、どのようなお考えで御回答いただいたのかということと、現行として諮問させていただいております調査項目について、何か改善すべき事項ということの大きく二つのことをお聞きしております。

それで、御回答いただきました8社として御提示させていただきましたところにつきま

しては、総じて、審議協力者からも御意見を頂いたとおり、確かに一般消費者でいうと、御報告した割合の金額のところについては、いわゆるB to Bとして売上げが把握されているところについても含めて回答しているというのが、正直な御回答として頂いています。ただし、割合についてお聞きすると、多分数%というお言葉を頂いていますが、これは1%から9%まで、いろいろ幅は8社によってあるとは思っています。

他方、そこについては、いろいろ伝票も含め細かく調べ直すということは、御負担が多いのも認識しておりますので、そのような意味で我々は、※で注意書きとして記載させていただいた「専ら」という言葉を入れて、「一般消費者を対象に(いわゆる「B to Cサイト」)」ということで、このような記載を付けるということではいかがでしょうかという形で調整させていただいて、このような形での補足説明を付すことになれば、回答する側としては大変回答しやすい、という御回答を頂いているところです。

○西郷部会長 ありがとうございます。今、問題が二つ出ていて、一つは、集計の仕方に関して、全体推計を狙うのではなくて、まずは調査されたところだけの集計でいいのではないかという御意見ですね。あともう一つは、調査項目の話で、頂いた修正案で注意書きが入っているのは、前回の現行案というのと少し違うところですけども、本当に一般消費者向けの電子商取引の金額というのが比較的正確にとれるのかどうかと、この2点ですね。まず、どうでしょうか。最初の点から御議論いただくことにしましょうか。いかがですか。今、川崎委員からは、全体的に推計するというのを考えたとしても、業種によっては売上高と電子商取引の額との相関がかなり低いということから、全体推計そのものの精度というのも、この部分はほかの調査項目と比べてもかなり落ちるのではないか、だとすれば、まずは調査された部分に関しての合計ですという集計を出した方がむしろいいのではないか、という御意見を頂いています。その点に関してはいかがですか。これに関しては野呂委員から、その数字の使い方自体、かなり難しいのではないかという御意見を頂いております。

○川崎委員 私ばかりいろいろと勝手なことを言っているので、混乱させているかもしれませんが、遠慮なく御批判ください。

今、私は、資料の参考2を見ているのですが、要するに電子商取引の市場規模を調べるための調査というのは非常に難しいというのが、これを見て分かると思うのです。とても一つの情報源からそれを推計できるわけではないので、いろいろなものを組み合わせてやっているというのがこの中の説明にあるように思いました。特に、3枚目の裏側、26ページにあるのですが、「推計ロジック」というのが記載してあります。これで見ると、いろいろな情報源を組み合わせていってその市場の推計値が出てきますよ、というのがスキームとして記載してあるわけです。そうすると、ここで我々が考えるべきポイントは、今回の対象となる情報があることによって、こういう推計がより良くなると考えられるかどうかなのです。ここにも何も効果がなかったら、ほとんど意味がないかもしれませんが、多分私は意味があるのではないかと思います。

この報告書自体は、私はどういう性格のものかよく存じませんが、私が調べた限りですと、世の中にそんなに、日本の電子商取引の市場規模がどれだけあるのかをまとめて調べ

た報告書というのではないように思うので、結局こういうところに役立てるしかないわけです。そうやって、経済センサス - 活動調査だけの事項では完璧な情報は得られないけれども、こういうところに役立つというのも私は十分な意味があるのかなと思って、先ほどのような発言をしたということです。そういうことも踏まえて御議論いただけたらと思います。

○西郷部会長 ほかにいかがですかね。河井部会長、何かありませんか。

○河井部会長 今、電子商取引というところで議論されていますけれども、同じような問題はほかでも出てくるはずですよ。推計の精度というのはどれぐらい信頼できるものなのかという問題はほかでも当然ある話です。だとすると、一番望ましいというか、私なりに望ましいと思うのは、川崎委員がおっしゃるように、把握できる場所でまずデータを示す。それだけだと、利用者は利用しづらい。推計を利用者が自分でしなければだめだということになりますので、両方出せば一番いいのではないかなと思うのですけれども、それは難しいのでしょうか。よく分からないのですが。

○中村委員 私もそういう気がするのですが、だから、横置き推計をするというのは、それはそれなりに、関係が安定していないということからいって、これは許されないことではないと思われま。推計値と、それから実際に得られたデータ、その両方を見るというようなことがいいのではないかという気がいたします。

○西郷部会長 ほかにいかがですか。

私は、河井部会長の話を途中まで聞きながら、だから全体推計にすべきだという意見に落ちつくのかなと思って聞いていたので、結論が違ったから、意外でした。確かにこの項目以外にも、売上高との相関が低い項目というのはあると思うのです。そうすると、どの項目は全体推計と、そういう全体推計ではない、調査したところだけの集計値を出して、どの項目については調査したところだけの集計値は出さないで全体推計だけを出すのか、という基準をある程度決めておかないと、ここだけではない話ですよ。ですので、私自身は、多分そういうことであれば、とりあえずは全体推計をするというのがこの経済構造統計の一つのセールスポイントになっているので、そちらを基本にするというのがまずは筋なのではないのかなと私自身は思います。

○川崎委員 私もそれはそれで決して反対では全くないので、むしろ8割のかっちりしたところもきちんと出してくださいというのが一番言いたいところではあったので、全体推計プラス8割部分があったらいいなど、もう少し明確に、訂正して申し上げたいと思います。

○西郷部会長 そうすると、全部そういうことをやるということですか。

○川崎委員 いえ、全然違います。この項目に関してだけです。これは、特にその推計の精度がかなり心配だからということだと私は思うのですけれども。

○西郷部会長 では、参考値のような形で、全体推計ではない、調査対象となったところだけの合計というのも参考の数値として何らかの形で出すということですか。

○宮川委員 途中から来て申し訳ありません。全体推計にするかどうかの問題だと思うのですけれども、全体推計にして、他の例えば消費の統計とか、そういういろいろな統計と

合わせたときに、何かすごい不都合が起きる可能性がある。つまり、この前みたいに24時間を超えて働いているというような、これを全体推計したときに、非常に不連続な動きをして、実は消費全体の動きをうまく解釈できないとか、そういう可能性の問題はないですかね。よく分からないですけども。

○西郷部会長 それは数字を出してみないと分からないところがあるので、現段階ではどちらだとは判断はできないという感じがしますけれども、そういうことが起きないということは保障できないですよ。

○宮川委員 でも、そうすると、全体推計の信頼性そのものに関わってきますよね。もし、今度はそういう問題が起きてしまって、全部足したら、1日を超えとか、そういう問題がこの前あったばかりですから、何か非常に不連続な値が出てきてしまうとか、そういうことが起きるのではないかという懸念があるのですけれども。

○西郷部会長 多分、電子商取引に関しては、ほかの数字がはっきりしていないところがあるので、そういう不整合はなかなか起きないのではないかと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 多分、消費の方から見た場合には、グローバルということで、国外のサイトから購入するものも入ってくるので、その部分で言えば、国内企業を対象にした調査でそれを超えるところの関係がどうなるかというのは、また見ていく必要があると思います。お手元の参考2にありますように、結構この部分、推計に当たっては消費動向調査とかというような消費面から見ていき、それにいろいろなデータを加えていく。そのときに、御指摘のように、今回の調査結果がどう活用できるのか、みたいなどころもあろうかと思います。

なお、試行的にというようなお話もあるのですが、基幹統計調査として、報告者の方に申告義務を課す、小数点以下は四捨五入してくださいというような精緻なデータを求めるということに当たっては、明確にどのような利用がなされるのか。経済産業省は、全体としてのデータが欲しい、それを政策ニーズとして使いたいと御主張なさっているので、正にそういうものに合うかどうかというのが、一つ大きなポイントになろうかと思います。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 全体の推計は、先ほど少しお話ししましたがけれども、商業と製造業を足すと大体9兆1,000億円ぐらいの物販があるということです。EC化率を見ると、この市場調査と比べる数字としては、経済産業省としてその数字があれば大変ありがたいという考えはありますが、経済構造実態調査という大きな調査の枠組みの中では、当然、総務省統計局とともにやっていくわけですので、そこで私どもだけがもう8割でいいからという主張は、私は今ここではできないと思います。

若干申し上げますと、諸外国の例では、1990年前後ぐらいにオタワで最初に電子商取引に関する国際会議が行われて、その後、確かパリで行われたときに、初めて電子商取引に関するガイドラインの議論がされて、2002年にできたと思います。その後、2009年に改正されております。ガイドラインの中で、電子商取引の発展というのは、最初は準備段階のレディネスがあって、それから強化されるインテンシティー、それから最後、ほかの労働や経済の状況の影響を見るインパクトというように、第3段階、S字カーブのようになるのだと記述されています。そういう意味で、欧米諸国も含めて現状は、まだインテンシテ

イーの状態であり、上っている段階で、供給側からも需要側からも両側から見ていって、どうしていくかということが、検討されている段階だと思います。

アメリカの商務省では、私が調べたところ、インターネット取引の情報では、小売業が1989年から、製造業が1999年から、卸売業が2002年から、サービス業が2011年から、年次のアニュアルサーベイで調査されています。ユーロスタットでは、2017年の直近でEU28か国が、これはEC化率だけですが、B to B、B to Cの記載がありまして、2006年では24か国ですが、諸外国ではできるだけ時系列で、なおかつ全国版及び産業別の数字を出していくべきではないかというような議論になっています。

日本は、経済センサス - 活動調査のように、3桁分類で情報を持っていますが、世界でもまれなのではないかなと私自身は思いますが、まずは母集団をしっかりと調べていくということだと思います。ほかの国は、アメリカでも、20万事業所のサンプルだと思えますが、ほとんどがサンプル調査で、上位8割を把握する統計調査は極めてまれで、それだけでも有効であると私自身は思っております。この経済構造実態調査は、当然SNA（国民経済計算）の精度向上、SUTも作成しなければいけませんし、そういう意味で特化しているものだと思いますが、本調査の目的として、経済センサス - 活動調査の中間年の経済構造統計を作成していくという側面もありますので、そういう意味では、電子商取引の数字を毎年把握していった方がいいと私自身は思いますが、数字がまだ不安定で、母集団自体もどうなっているのか分からないことから、サンプル推計も難しいのではないかと考えております。

統計調査を実施するには、企画段階からいろいろなことをやっていかなければいけないのですが、それよりも電子商取引の経済の動きが速過ぎて、追いついていないという状況がありますので、何かしらの数字は、今、当省でやっております市場調査のみであり、これは、私はそれなりの数字が推計されているのだろうと思います。先ほど少しお話ししましたが、9兆1,000億円という数字が2015年のいわゆる物販の売上げだとすると、市場調査の数字は2017年で8兆6,000億円ですから、実測値と推計値とはそれなりの差があるのかなと思います。

以上です。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 電子商取引把握の意義については、経済産業省からたくさんしていただきましたので、私どもはむしろ、調査を実施して公表する側の話として申し上げますと、基本的に、公表するとき、何の数字だか分かりませんでは、さすがに説明しづらい。目的に合った調査結果だときっちり説明して、これはこういう数字だということを言えるようにしていく必要はあるだろうと思います。そのときに、8割の数字か10割の数字かということについては、8割の数字を出して、これは何ですかと聞かれても、なかなか説明できない。また、この8割の数字が正しいのかどうかをチェックする手段は、正直言って、多分そんなないだろうと思います。多分、経済産業省などが実施している、いろいろな推計をしている統計と比べてチェックすることも、8割だとさすがにできないと思いますので、正当性を求めるのは8割だとかなり難しいかなという気はします。よって、メインの数字として8割の数字を使うというのは、相当慎重に考え

ないといけないだろうなというのが一つあります。

一方で、10割の推計をすることについて、これは元々、当省が提案したときに全国値を推計するつもりで出しているもので、中身はほとんど変えていないので、結局、推計の困難性に関しては、私どもが諮問した当時から実は変わっていません。ただし、こういうシミュレーションの結果を見ると、やってしまっているのかという怖さは正直言ってありますし、これはこれでさすがに10割のところについてきちんとチェックができるのかと言われると、相当いろいろな議論が必要にはなってくるのだらうなと思います。

諮問をお願いした立場から申し上げれば、全国推計はできればしていただいた方が、多分、経済産業省の目的にも沿うでしょうし、私たちとしても説明はしやすいだろうと思います。ただ、今までの議論にもあったとおり、相関がなかなかないところから、横置きするのが一番ましだという結果が結局出てしまっているところもありまして、かなり精度面に関しては、いろいろと考慮するというか、随分割り引いたところで見ていくことが必要な数字を出すことになるのかなとは思ってしまっていて、これは誤解のないように説明をしながらやっていくことが必要だと思えます。

それを全部ひっくるめた上で、最後に出した数字をきちんと使っていただけるのかは、調査を続ける上では非常に重要になっています。例えば、経済産業省の当初の目的でないにせよ、基本的にきちんと何らかの形で重要な数値として使っていただくような見込みがあるのかどうかに関しては、むしろ政策目的という話は一番としても、ほかにどう使えるかという言い方がいろいろとできるのかについては、むしろ皆様方の御意見にかかるところがあるかと思えます。そこは是非、やるのであれば、しっかりとお聞きして進めたいと思うところです。

長くなって申し訳ありません。

○西郷部会長 ありがとうございます。すみません、二つ論点があって、また両方が一度に出ているような感じもあります。申し訳ないのですけれども、まずは全体の推計を基本とする、10割の推計をするということは合意いただいていると思います。売上高8割の部分だけの集計値を出すか出さないか、出した方がいいのではないかという意見が幾つかありましたけれども、いかがでしょうか。

○川崎委員 私の言っている説明がどうもうまくないのかもしれないし、こういう議論を聞いてみると、もう一つ大事なのは、そもそもこの調査事項はパーセントで聞いているのですよね。金額で聞いているわけではないわけです。そうすると、業種ごとにパーセントの加重平均を出してしまう、というのは、私はありではないかと思うのです。それで、調査対象の8割の企業について、各業種の中で、一般消費者と電子商取引を行った企業は何%あったかというパーセンテージを出し、かつ、その中で行った企業については、総売上高の中の何%を一般消費者と電子商取引を行ったかというパーセンテージを出す。その二つを出すと、実はあとはユーザー側で勝手に推計もできるわけですよね。だから、これは、何だかいろいろな横置き推計などを組み合わせて、これでやりましたというから、すごく説明が苦しくなるところがあるので、私はもう一つの手は、全体推計を出しつつ、今のような全売上げに占める電子商取引の割合のパーセントの加重平均を業種ごとに出していた

だくというのも一つの解決策かと思います。要はどうやって推計したかというのが見えるような基礎情報も、ある程度セットで出してもらうのが大事なのではないかとことを申し上げたつもりなのですが。

それは多分ここで結論を出しようがないと思うので、そういうことも視野に入れて、もしやるということになった場合には、表を工夫していただけたらいいですね、というのが申し上げたいことです。

○西郷部会長 ただ、集計事項も多分、答申の中に入っている部分ですよね。だから、その割合の加重平均で出すという形で表章するのであれば、そのことも今、決めておかないといけないと思います。

○川崎委員 もちろんそうですが、例えば参考表としてどこまで出すかというような話もあるので、私は暫定的に、100%の、先ほど西郷部会長がおっしゃったようなものを出すのが基本ですと言って、あとは付随的に参考表の何を出したらいいかというのは検討してください、という整理の仕方もあると思います。必ずしも基幹統計で全部の表について、イエス・ノーをここで全部決めてほしいというのは恐らく無理だと思うので、そういう整理の仕方もあるのではないのでしょうかということです。

○西郷部会長 分かりました。それでは、その推計の方法に関しては、10割推計というか、残り2割の部分も推計して、全体を推計する。それを基本表として、あるいは基幹統計として表章するということについては、一応合意していただいたということによろしいですか。

それ以外のものについてどういう参考指標を出すのかということは、これは答申の中に含めなくてよろしいのですね。参考指標として何が出されるべきなのかということに関しては、そういう理解でよろしいですか。だとすれば、今、幾つか案が出ましたけれども。

答申の中に情報提供の充実という部分は含まれております。ただ、リクエストすれば、何でも出さなければいけないという形にするわけにはいかないもので、どうしますかね。今のところ、参考指標として意見が出ているのは二つで、いわゆる拡大推計はせずに、調査対象の部分だけで推計した数字を出すというのが一つと、あとは、元々がパーセンテージで聞いているものなのだから、そのパーセンテージの加重平均を表章するという意見。でも、それが出れば数字は出るし、数字が出ていればパーセンテージは出せるしということなので、それは何か、参考表として出す意味が余りないのではないかなという感じもするのですけれども。

○川崎委員 そんなことは関係ありません。

○西郷部会長 そうですか。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 よろしいでしょうか。調査実施者ですが、8割の数値を出すことに関して、母集団自体の劣化ということももちろんありますので、経済センサス・基礎調査等で母集団を限りなくクリーニングしていくことはありますけれども、毎年毎年8割といった基準がどのような動向を示すのかというのは、我々もまだ数字を作ってみないと分からないということもあります。その意味でも、やはり10割表章する、日本国全体がどういう動向にあるのかということをお示ししていく

ということが我々のスタンスだと思っております。ここで8割の数字を示していくことによって、例えば母集団が縮んだからデータが縮んだといったことを、あたかも電子商取引の市場規模が縮んだかのように表していくというのは、なかなか難しいかなということも思っております。参考値としましても、どこまで表示するかというのは、慎重に検討させていただきたいと思っております。

○川崎委員 私は、10割の電子商取引の売上高を公表するというのは、基本的にまずそれは大賛成です。それはそれで結構なのですが、ただ、その数字がどうやって出されたかとか、この部分はかなり精度に関係する情報なので、それは参考表としてできるだけ何らかの格好で出していただく方が、結局は、最終的に誤解が生まれないと思うので、それは仮に母集団が縮んでいるとかということであっても、出していただいた方がいいのではないかと思います。だから、むしろもし答申で書いていただくのであれば、例えば電子商取引の母集団ベースの金額を推計することを基本として出してほしい、ただし、そのためにデータの解釈や精度を把握するために必要な情報はいろいろ工夫して出してほしいという趣旨のことが答申の中に入れば、私は、あとは調査実施者が今日の議論を踏まえて、いろいろ工夫していただければいいのかなと思います。実際どういう表を出したらいいのかというのは、ここで結論が出し切れない部分は、時間の制約からすると、例えばそのような答申案みたいな格好で乗り切るしかないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 これは個人的な意見ですがけれども、そもそも電子商取引は何なのかといった定義からして、はっきり言って、かつちりしたものがないと思っております。例えば、電子商取引により年間契約したものを考えたとき、契約した翌年に再度支払い金額が発生したときはどうか。この金額は、年間売上高には入るけれども、電子商取引の取引額に入るのでしょしょうか。これは入らなければいけないとすれば、そのために、契約の行為を管理しなくてはならない。年間売上高には入るけれども、電子商取引の金額に入らない可能性が様々考えられる中、定義を一から考えないままに、まず調査事項として設定することが果たして良いのか。このことに関しては、私は電子商取引の実態を把握するという意味では、確かにこの項目は重要だと思っておりますけれども、それを推計せずに8割のデータを出しているということだけで評価していくというのはなかなか難しいのではないかな。現時点で定義がまずはしっかりしていないということ踏まえますと、まずは10割という経済センサス - 活動調査でとっていた項目をある種、継続してデータを表章していくといったところに軸足を置いたまま、とりあえず平成33年（2021年）経済センサス - 活動調査に向けて様々なことを検討していく、といったスキームの方がいいのではないかなといった認識です。個人的な意見で恐縮です。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 いずれにしても、川崎委員から、10割でいくとした場合でも、参考表などとして何がふさわしいのかはよく考えてほしいというお話も頂きましたので、8割が重要だという御意見は御意見として、誤解なく読めるような情報を提供できるように、よく検討させていただきたいと思っております。

○西郷部会長 では、私自身は、調査実施者に参考表として何を出すかということ丸投げする格好で終わらせるのは、少し心苦しいというか、全責任を調査実施者が負わなけれ

ばいけない形で部会を閉じるのが適切なのかな、という感じがしているのですけれども、よろしいでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 今回の答申案では、「商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の中止」のところで、再編後の経済構造実態調査とのデータ比較等について、利用者に分かりやすい情報提供が必要であるというような項目が入っております。経済構造実態調査の部分においては、ただ今のところ、集計事項に関して何の記載もありませんが、ここで集計と限定せずに、情報提供の充実と。と申しますのが、先ほどから、調査実施者からも説明がありますように、ある意味、やってみて、どういう情報が必要かというのは、1年、2年と経ってきて初めて分かる部分も出てくると思いますので、今の時点でこれとこれをこのように出ささいとって限定するのは、少し酷かなと思います。現時点では、利用者にとって利便性が高まるような情報をどんどん提供するような方向で考えてくださいということで、調査実施者に責任を負わずというよりは、調査実施者に努力を求めていく、そういう姿勢でお願いするというところでよろしいのではないかと考えているところです。

○西郷部会長 ありがとうございます。では、私自身は引かからないところがないでもないのですが、そのような形で調査実施者に今後も御検討いただく、という形で閉じさせていただいてよろしいですか。実は、もっと時間をかけて話し合いたいことがもう一つの部分で、この修正案で本当に大丈夫ですかというのを決着しなければいけません。ここが崩れてしまったら、今までの話は全部意味がないということになってしまいそうなので。

では、集計案に関しては、今のような形、つまり10割推計というのを基本として、その他の部分に関しては、調査実施者に後ほど集計の傍らで御検討いただくという形で閉じたいと思います。

むしろ一番重要で、もう11時21分になっているのですけれども、今回もっと時間をかけたいのは、資料1の別紙のところにある修正案です。前回と似たようには見えるけれども、※のところでは注意書きがしてあって、そこで、最低限こういう数字でパーセンテージのところを埋めてくださいというような導きというか、そういうインストラクションが入ったということで、調査が実施できるのではなからうか。ヒアリングについても、複数の業種において数社ヒアリングをした結果、何とか回答できるのではないかとというような感触を得ているということだったのですけれども、いかがでしょうか。お願いします。

○西田審議協力者 調査に回答する立場からこの修正案に対する感想を言わせていただきます。またこれから申し上げるのは百貨店に限ってということになります。いろいろな小売業態がありますので、それぞれ事情があると思いますが、百貨店だったらどうかということで限定して言えば、今回ご提案の修正を加えていただければ回答できると思います。専らB to Cサイトだということを表明して展開しているサイトでの売上げについて、その全体の売上げのシェアを落とし込んで回答しなさいということであれば、極めてシンプルな作業になると思いますので、この「専ら」ということで定義していただければ、少し肩の力を抜いて回答できると思います。

特に百貨店の場合は、これまでも度々申し上げてきたとおり、個人と法人とを厳密に切

り分けてB toC、B toBという区別で回答しようとするると大変な作業になりますが、企業もエンドユーザーだというみなしをしていただければ、事業用資材の調達を百貨店サイトからしようとするケースは多分ないと思いますので、そういう点で言えば、調査の趣旨に反することもないと思います。特に百貨店の場合は、顧客の組織化率がほかの業態に比べて極めて高い。これは、百貨店はカード会員あるいは友の会という会員組織を持っています。更には外商顧客、このようなところで、およそ半分以上の売上げを作り上げているという実態があります。その方々はネットでも買われますので、ほとんどがそういう方が利用されるということ言えば、個人が買っているということになるのではないかなと思いますし、そもそもまだ全体の売上げの構成比が、ネット販路は1%いくかいかないかという状況でありますので、その点からも、百貨店の場合はそう実態を反映していない数字にはならないと思っております。百貨店については回答できるということであります。ほかの業態・業種については分かりません。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

山本審議協力者はいかがですか。

○山本審議協力者 今、西田審議協力者からもお話がありましたが、大変丁寧に次ページの「記入のしかた」というのにイメージを記載していただいておりますので、これだったら、ほとんどの方が回答できるのではないかなと思っております。ただ、西田審議協力者からもお話がありましたけれども、エンドユーザーではなくて、エンドユーザーの中で企業と一般個人の方を分けて把握されたいという御趣旨だと思っております、例えばですけれども、主に企業向けにやっているサイトの場合、これは「一般消費者と行った」には入らないという回答になるということですのでよろしいでしょうか。そうであれば、ここの「記入のしかた」があれば、回答できるのではないかなとは思っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。野呂委員、何かありますか。

○野呂委員 先ほど最上補佐も言われたことですが、この電子商取引、法人・個人の区分もそうですけれども、定義というのがはっきりしない。というのは、一つは、私なども、一度通販で申し込んで、毎年定期的に送ってもらっているものもあります、はるか前に電子申し込みがあって、今も定期的に送っているものも入るのかどうかは、なかなか報告者に判断できないと思います。法人・個人の区分につきましても、今、文房具などは決まっているというお話でしたけれども、ドメインで見るとか、最終に決済した人で見るとかという辺りが、回答者にとって判断しにくい。後ろの説明の「記入のしかた」を見ても、分かるような気もしますし、分からないような気もするところが感想です。

○西郷部会長 ありがとうございます。感想というか、御意見ということで。

○野呂委員 意見です。

○西郷部会長 ほかに何かありますか。どうぞ、中村委員。

○中村委員 今回、付け加わったこの注意書きの2行目の右の方の「等の単位で取引金額」の「の単位で」という、これの意味が理解しかねているのですけれども、これはどういう

意味でしょうか。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 総務省統計局からお答えします。この意味することとしましては、まず「取引相手を個別に」となっておりますので、個別単位、いわゆる個票単位ではなくて、大枠のサイト別というように御認識いただければと思います。

○宮川委員 法人向けサイトなら法人向けサイトと、もう決めてしまうのではないですか。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 おっしゃるとおりです。法人向けサイトだったら、法人向けサイトの金額、個別レコードで例えば、100件取引があったときに、個別ごとに、これは企業だ、これは個人だという判断をするのではなくて、サイト別といいますか、サイトの単位での取引金額をというようにお考えいただければと思います。

○川崎委員 もしかしたら「単位」という言葉がユニットという、%とか、ミリメートルとか、円とか、そういう意味で誤解されるのではないかという趣旨かと私は思うのです。そうすると、「これについての取引金額」とか、もう少し言葉をうまく選べば、そこら辺の疑義が出ないのかなと私は思いましたけれども。

○中村委員 なら、「サイト等での取引金額」でいいと思います。

○西郷部会長 では、そこは御検討いただいて修正していただくということでよろしいですか。「単位」という言葉の意味がはっきり読み取れない面があるので。

○宮川委員 「サイト等にまとめた取引金額」かなと。

○西田審議協力者 すみません、ここに記載してある「他社サイト」というのは、例えばマーケットプレイスのことですか。そのような表現もあると、更に回答しやすくなると思います。

○西郷部会長 では、それは工夫していただくということでよろしいですか。事務局から御意見があるということなので。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 では、事務局から2点ほど、この注書きの部分で念のため確認させていただきたいことがあります。修正案に●が三つありまして、少し太字になっているところの三つ目です。先ほど電子商取引の定義が分かりにくいという御指摘があつて、ここにある意味、定義らしきものが記載してあるのですけれども、「電子商取引とは、インターネットなどを介して成約した商取引をいい」と記載してあつて、いわゆる見積もりとか資料請求などは入りません。基本的に、まず取引が成約した商取引をいう、ということに記載してあります。2点疑問があるのは、まず「インターネットなど」の「など」には、何があと考えられるのか。例えば電子メールを通じて受発注なり成約なりが確定したようなものも含まれるのかどうかというのが、まず一つ。

あと、先ほど総務省統計局からも御発言がありましたが、「取引が成約したもの」というふうな表現になっています。先ほどは、一度成約した後、継続的に取引をしている場合に、果たしてインターネットで契約をしたかどうかというのは遡って確認しないといけないかという気がしたのですけれども、そこはサイトなり、ある程度、消費者向けと企業向けという形で分けるということであれば回答できるということであれば、余り個別に遡る必要はないのかなと思いますが、ここの記載ぶりだけを見ていると、「売上」というよりは、む

しろ「成約」という表現の仕方をしているので、「契約が締結されたもの」という意味だとすると、インターネットの取引金額とうまく結び付くのかなという素朴な疑問があります。

もう一度、申し上げますと、「インターネットなど」の中には、例えば電子メールなどを通じて取引が成約したものも含まれると考えていいかどうか。もう一つは、取引金額について、ここの説明は、「成約したものをいいます」と言って、取引金額の割合でお答えくださいと言われているので、そこは概数でよいということをおっしゃっていただいているので大丈夫かなと思いますが、念のため、その2点を確認させていただければと思います。

○西郷部会長 御回答をよろしく申し上げます。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 すみません。「インターネットなど」には、電子メールやEDI（電子データ交換）も含まれるということです。

○西郷部会長 そうですね。その「など」というところは、もう少し限定というか、どこまでが含まれるのかというのがもう少し分かるような形で記載してもらわないと、まずいかなと思います。

あともう一つ御質問がありましたよね。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 コンピューターを介したネットワークで行われた成約というのは、インターネットを介して契約が成立したということです。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 要は、契約した時点が、極端なことを言えば10年前で、その後、継続的にずっと取引があったときに、ある一時点でとろうとしたとき、それがインターネットで契約したものなのかどうかの判断が余り容易にできないのであれば、個別に求めるようなことは事実上難しいと思いますが、そういう意味では、「概数」とか「おおむね」とか「専ら」とか、そういう用語がないと恐らく回答できないのではないかと御指摘ではないかと受け取っているところです。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 すみません。自然体でやると、どちらで回答されることになるのですか。例えば、百貨店だとどうなるのですか。電子ベースで一回契約して、その後1年間、少しずつ商品を出荷しますみたいな取引の場合は、1年間の総額が電子商取引の売上高になるのですか。

○西田審議協力者 百貨店は小売業ですから、それはそういう契約形態であれば、そういう売り方もあろうかと思えます。それはオンラインでの売上げということで、どこかの店の売上げではなくて、リアル店舗ではなくて、オンライン売上げということで計上することになります。

ちょっと余計なことですが、基本的に百貨店が運営しているサイトは、私の知る限り今のところB to Cサイトしか見当たりません。ただ、いわゆるB to BのECというのは何だというと、それは卸の人たちが回答するところなのですけれども、百貨店で言えば、食品の間屋、メーカー、あるいは衣料品のアパレルメーカーとか、そういうところが回答していくと思うのですけれども、言われているように、Web-EDI、EDIも専用線を使うものとウェブを使うのと両立であるので、これはウェブだという限定でとっていると思うのです。それにどれだけの意味があるのかは、よく分かりません。EDIはEDIでは

ないかという見方もあると思う。そこは少し説明を頂けたら。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 すみません、ウェブに限定してはおりません。

○西田審議協力者 ウェブには限定していないのですか。そうですか。では、それはもう百貨店が関与するところではないのですけれども、卸の方がどう回答するのかはちょっと分かりません。

○川崎委員 すみません。今おっしゃったEDIは、BtoBしかないのではないですか。だから、EDIはもう除外してしまった方がいい。BtoCだけの話をされているのだったら、回答者が分かるように記載してあげないと、それは、一般的な電子商取引で、OECDの基準でこう言っていますという話と、ここでやるのは全く別に記載した方が私はいいと思います。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 御指摘を踏まえ、整理していきたいと思います。

○西郷部会長 お願いします。私はよく操作的定義ということを度々申し上げるのですけれども、その一方で、世の中は統計のために動いているわけではないので、どうしても統計の方は後追いという形になってしまいます。何を計っているのかというのは、統計を作る上ではすごく重要なことですので。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 ごもっともです。報告者がきちんと理解できる記述にしたいと思います。

○西郷部会長 お願いします。

ほかにありますか。そうすると、修正案で、どこまでの範囲を含むのかという限定については、もう少しきちんと記載していただくというような若干の修正が必要ですが、その修正案で、一応審議協力者の方々からは何とか回答できるのではないかという御回答を頂いています。それでよろしいですか。

それでは、修正案の形で調査票に反映させていただきたいと思います。ありがとうございました。

もう既に今の時点で11時39分ということで時間が過ぎてしまっているのですけれども、今の点について何かほかに御意見がありますか。なければ、あと10分ほど頂いて、答申案全体について、特に修正点を中心に説明をしたいと思います。

資料の番号は資料2になります。先ほど事務局から御説明いただいたとおり、黄色いマーカーで示してあるところが、メールで回覧した後に修正意見を頂いて、修正されている本文の地の部分です。特に、部会の議論に参加していただいていた方は分かるけれども、そうではない方もこの答申案を読んだときにきちんと分かるように、特に情報の提供者である国民の方が読んだときによく分かるような形で、そもそもこの調査の意義は何であるとか、そのようなこともきちんと答申の中に盛り込むべきなのではないか、という意見を特に強く頂きましたので、それに対応するような修正が行われております。

例えば、1ページ目の「I 答申の総括」の一番上のところは、今回の経済構造実態調査が何を目的に行われるのかをもう少し詳しく記載するというところで、黄色いマーカー

を引いてある4行の部分はそのような形で付け加わっていて、特に諮問が2段階で行われたこともかなり変則的なことではありますので、それについても記載してあります。

あと、中間年に産業横断的に行われる統計なのだということが、1ページ目の真ん中辺にある黄色のマーカーの部分でかなり詳しく記載してあって、特に、昨日読んでいて「モザイク状」という表現でいいのかなというのが、引っかけたところがないではなかったのですけれども、多分、大丈夫だろうと思います。

あとは、ところどころ御覧いただければいいのですけれども、特に強く御意見を頂いたにもかかわらず、かなり短い対応になっているという部分が、13ページ目のところで、1か所だけ黄色マーカーを引いてある部分、「関係府省の協力を得て」です。これだけだと何かすごく小さな修正になっているかもしれませんが、(2)全体は、この合同部会でかなりたくさん御意見を頂いた、「〇〇統計」と「〇〇調査」との関係というのが、今回特に、経済構造統計というのはいろいろな調査をのみ込むような形になるので、すごく分かりにくい。それを分かりやすくユーザーの方あるいは一般国民の方に周知することが必要なのではないか、ということについて言及しています。このことは、こちらの部会で議論いただいて、それはそうしなければいけないという結論を頂いているわけなのですけれども、それを誰がどのようにしていくのかについて、従前は、これは「統計委員会が」という形になっていたのですけれども、統計委員会が本当に責任を持ってやれるのかを考えたときに、むしろ統計委員会だけではなくて、各府省ないしは、統計委員会の委員は大学の教員である方がかなり多いので、大学の教育とか、そういうところでやっていかなければいけないのではないかという、ここについてはかなり強い御意見を頂いておりました。対応としては、この「関係府省の協力を得て」というのが付け加わっただけでの対応ということになっているので、御意見を頂いた方からは不満があるかもしれません。

それ以外の部分に関しましては、メール審議で回覧したとき、特に強い意見は頂かなかった部分だと認識しております。このような書きぶりになっておりますけれども、いかがでしょうか。特に御意見を頂いた方から御発言いただければと思いますけれども。では、お願いします。

○川崎委員 こんな段階でいろいろ修正提案をさせていただいて、大変お手間をかけました。また、それをこの案文にうまく反映していただいて、ありがとうございました。私自身は、不満があったのではないかと思われたかもしれませんが、満足しているので、そこは申し上げておきます。ただ、1点だけ分かりにくいのが、多分13ページのところの「関係府省の協力を得て」というのを、私が入れた方がいいのではないかと強く思った趣旨を、なぜそう思ったかということの方が文章以上に大事だと思うので、申し上げておきたいと思います。

それは、統計委員会が努力するのはもちろん必要なのですが、個々の統計の作成や、統計の精度について情報発信されるのは各府省になってくるので、そういう自発的な取組を促すことも大事ではないかと思います。そういう意味で、統計委員会だけが頑張りますというのは、ちょっと幅が狭過ぎるのではないかということで、「協力を得て」というのであれば、大変いいと思います。

協力のイメージなのですが、これは統計委員会とも、もちろん議論しながらやっていただけならと思うのですが、更に言えば、自発的な取組というのが恐らくこの調査をやるとなったら出てくるわけで、是非、各関係府省で自発的な取組をお願いしたいと思います。

例えばどういうことかといいますと、このすぐ後ろに「基幹統計と基幹統計調査との関係について」と記載してありますが、これは、では法令上の仕組みがどうなっているかという説明がウェブページに今、載っているかということ、余り丁寧に説明が載っていないと思います。例えば、ホームページ上にQ & Aで、「基幹統計と基幹統計調査とはよく似ているけれども、何が違いますか」などという質問があって、それに答えてもらおうと。例えば、我々が授業でそういう説明をしようと思っても、引用する元情報がないのです。それから、「では基幹統計の一覧はありますか、その基幹統計はどのような基幹統計調査から作られていますか」というと、そういう一覧表というのが案外見当たらないように思います。探せばあるのかもしれないですけども、見当たらないのです。そうすると、統計委員会の委員は大学の教員が多いから、それで教えればいいではないかと言われても、元材料がないと教えられないのです。ということなので、そういう意味で、是非、連携よく元情報をうまく整理して発信していただくというのも、自発的にお願いできたらと思うので、そこら辺は、またうまく統計委員会と関係府省との連携があればということで、お願いしますと言った趣旨です。

以上です。

○西郷部会長 宮川委員、お願いします。

○宮川委員 2点ほどあるのですけれども、今の点ですが、黄色で色づけされた部分は結構なのですが、後出しになって申し訳ないです。その次のところで、「一般に浸透させる」という言い方はやや上から目線かなと思っていて、「一般に理解を広める」とか「広げる」とかという方がいいのかなという気がいたしました。

○西郷部会長 分かりました。それは修正いたします。

○宮川委員 それから、これは役所全体でもう統一されているのだろうと思うのですが、私が不勉強で聞かせていただきたいのですが、随所に見られる「平成32年」というのはあり得ない年なのですよね。その表現は、役所の中ではどのように決められていたのか。

○西郷部会長 多分、取決めはなくて、別の府省で西暦を使っている例を見たことはあります。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 ここにありますように、平成の年号を記載して、西暦併記という形にするということで、当面整理させていただいて、新元号が決まるまでの間という扱いですが、西暦併記することによって、紛れがないようにするという措置を講じています。

○西郷部会長 多分、ルールとしては元号で記載することになっているけれども、それに従おうとすると、今、宮川委員がおっしゃったような矛盾というか、あり得ない年号になってしまいます。

○宮川委員 分かりました。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。ほかに何かありますか。はい。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 事務局から確認ですが、ただ今までの議論を踏まえてということで、御確認の意味を込めてということなのですが、10ページのところで、先ほどまで御議論いただいた電子商取引のところが「【P】」になっています。これにつきましては、先ほどの西郷部会長のまとめでいきますと、電子商取引を把握するという重要性は否定すべくもないのですが、今般の経済産業省から示された利用目的や報告者負担の軽減等を勘案した結果、回答に紛れが生じないように、電子商取引の定義・対象範囲等を、経済産業省の修正案をベースに、もう少し先ほど御指摘のあった点を整理させていただいた上で、それを修正案として示させていただくというような整理。

それから、それに関連して、ここでは想定していなかったのですが、先ほどから、情報提供の充実、経済構造実態調査の情報提供の充実という御指摘がありました。この部分については、ウ、エまでで今、終わっているのですが、オというのを立てて、「情報提供の充実」をこの10ページに簡潔に、その取組の方向性を記載するという話でよろしいのかというところ。

さらには、13ページに電子商取引のところで、今後の課題という欄が一応設けられておまして、この想定につきましては、先ほどからお話がありますように、電子商取引をより正確に適切に把握するというのは、今回の平成31年（2019年）の調査実施までに全てが解決する問題ではないと思いますので、平成33年（2021年）の経済センサス - 活動調査の検討状況も踏まえながら、平成34年（2022年）以降の在り方はもう一度考えるべきではないかという御議論の方向性かと思いますので、そのようなことを追記することでよろしいのか。そこだけまとめていただけましたら幸いです。

○西郷部会長 分かりました。今、御指摘いただいた10ページの電子商取引に関係する部分、10ページの（3）のウの書き方ですけれども、基本的には、今日示された修正案で、電子商取引を把握することの重要性を認識した上で、前回の部会から決着していなかった部分について、本日の修正案で決着した。ただし、電子商取引の定義等に含める範囲等に関しては、もう少し表現を工夫していただくという形で、ウのところは記載すると。それに加えるような形で、オですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 オを新設するという事です。情報提供の充実と記載するかどうか、全般にかかってくると思いますけれども。

○西郷部会長 ここは電子商取引だけではないのですね。

情報提供の充実という点について、今回、売上高上位8割の部分だけで集計するとか、加重平均の形で電子商取引の対、一般消費者の取引の割合を出すとか、そのような御意見が出ましたので、そういう意見が出たことを踏まえて情報提供の在り方を検討していただくことをオという形で記載する、ということよろしいですか。それが2点目です。

3点目が、13ページの電子商取引に関しては、定義がそもそもどうかとか、あと、今回は本当にクイックフィックスというか、応急処置みたいな面がありますので、より正確に捉えていくためには更なる工夫が必要になるでしょうから、その今後検討すべき取組、方向性について、13ページの2（2）の①のところで記載させていただくことでよろしいで

すか。そのところは、表現が今日は用意できておりませんので、後日メールにて回覧して決着する形にしたいと思います。

ほかに何かありますか。もしないようでしたら、予定していた時間を25分近く過ぎてしまい、大変申し訳ありませんでした。不手際をお詫びいたします。

以上をもちまして、今回の部会の審議は終了させていただきます。

御了解いただきましたように、細かい字句の修正等については、部会終了後に事務局と私とで整理して皆さんに報告いたしますので、文案の整理等は御一任いただきたいと思います。

答申案は、本日の部会で了承されたものとして、書面決議という形ではなくて、確認という形で回覧し、決議という形では回覧はしないことにさせていただきたいと思います。

今回の審議の結果と答申案につきましては、8月28日の統計委員会において、私から報告をさせていただきます。

最後に少し意見交換の時間があればいいのではないかと御提案もありましたけれども、すみません、時間が超過しておりますので、またの機会にさせていただきたいと思います。

最後に、事務局から御連絡があればお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 ただ今、西郷部会長から御説明がありましたとおり、答申案の細かな字句整理については、西郷部会長と速やかに御相談させていただいた上で整理し、皆様に御報告をさせていただきます。このため、書面決議の手続は特に行わないこととさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の部会の結果概要につきましても、まとめ次第、御確認をお願いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

事務局の御連絡は以上です。

○西郷部会長 それでは、今回も含めて多数回、部会に御参加いただきまして、ありがとうございます。本日で中間年における経済構造統計の整備に関する合同部会を終了いたします。本当にどうもありがとうございました。

以 上